

社会福祉事業及び社会福祉法人について（説明資料）

1	社会福祉事業とその周辺にある概念の整理	
（1）	社会福祉の概念	1
（2）	社会福祉を目的とする事業と社会福祉事業	2
（3）	社会福祉事業に位置付けるための判断要素	4
2	第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業	5
3	社会福祉法人	
（1）	沿革	6
（2）	社会福祉法人が行う事業	6
（3）	設立要件等	7
（4）	規制・監督と支援・助成	9
（5）	社会福祉法人・社会福祉事業の経営主体に 関する現状	10
4	社会福祉法人に関する主な閣議決定	12

1 社会福祉事業とその周辺にある概念の整理

(1) 社会福祉の概念

- 成熟した社会においては、国民が自らの生活を自らの責任で営むことが基本となるが、生活上の様々な問題が発生し、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなる場合がある。



- これからの社会福祉の目的は、従来のような限られた者の保護・救済にとどまらず、**国民全体を対象として**、このような問題が発生した場合に社会連帯の考え方に立った支援を行い、**個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援することにある。**

(「社会福祉基礎構造改革について (中間まとめ)」より)

(参考) 社会福祉法の規定

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

第4条 (中略) 福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(2) 社会福祉を目的とする事業と社会福祉事業

旧社会福祉事業法：

社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保が目的

- ・情報の提供、福祉サービスの利用の援助
- ・地域福祉計画

社会福祉法 第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

社会福祉事業

- ・社会福祉を目的とする事業の中核
- ・国民生活に与える影響が特に大きい

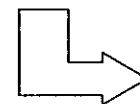


公明かつ適正な実施の確保

- ・事業の担い手としての「社会福祉法人」
- ・社会福祉事業に対する助成と規制

社会福祉を目的とする事業

- ・地域社会の一員として自立した日常生活を営むことを支援する事業
- ・福祉サービスに対する利用者の信頼が保持されながら発達する必要



健全な発達

- ・様々な主体が担い手
- ・事業経営者への支援を通じた自主的な発展

(参考)

社会福祉を目的とする事業

- 地域社会の一員として自立した日常生活を営むことを支援する事業
- ・ 経営主体等の規制なし、最小限の行政の関与
(例) 社会福祉事業従事者の養成施設の経営、給食・入浴サービス

社会福祉事業

- 社会福祉を目的とする事業のうち、規制と助成を通じて公明かつ適正な実施の確保が図られなければならないものとして、法律上列挙
(次頁参照)
- ・ 経営主体等の規制あり
- ・ 都道府県知事等による指導監督
- ・ 第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業
(例) 第1種：身体障害者療護施設、重症心身障害児施設、養護老人ホーム等の経営
第2種：保育所の経営、ホームヘルプ、デイサービス、相談事業

社会福祉に関する活動

- 必ずしも反復的・継続的に行われるものではない
- ・ 特段の規制なし
- ・ ボランティアなど、個人や団体による任意の活動

住民参加

(3) 社会福祉事業に位置付けるための判断要素

社会福祉事業については、法律上の定義がなく、具体的事業を限定列挙することによりその範囲が定められているが、次のような要素を総合的に勘案して社会福祉事業に位置付けるかどうかを判断してきたところである。

- ①利用者が日常生活を送る上で欠くことのできないサービスであること
- ②サービスの安定的な供給を確保するためには、公的助成を通じた事業の普及、育成が必要であること
- ③利用者への影響が大きいため、サービスの質の確保のために公的規制が必要であること
- ④規制の対象とすることにより、ボランティアなどによる自由な活動を通じた事業の発展を妨げないこと
- ⑤一般的に提供されている同種のサービスとの明確な区分が可能であること

(「第15回中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会」資料より)

※ なお、社会福祉事業は、その財源に着目して次のように分類することができる。

- **税**：生活保護、措置等行政処分など行政からの委託費による事業、障害者福祉に係る支援費による事業等
- **保険**：介護保険に基づく事業
- **自主財源(募金等)**：無料低額な料金で診療を行う事業、宿所提供施設事業等

2 第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業

第1種社会福祉事業

利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業（主として入所施設サービス）

経営主体

- ・ 行政及び社会福祉法人が原則。施設を設置して第1種社会福祉事業を営もうとするときは、都道府県知事等への届出が必要。
- ・ その他の者が第1種社会福祉事業を営もうとするときは、都道府県知事等の許可を得ることが必要。
- ・ 個別法により、保護施設並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは、行政及び社会福祉法人に限定。

（参考資料1頁）

第2種社会福祉事業

比較的利用者への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅サービス）

経営主体

- ・ 制限なし。すべての主体が届出をすることにより事業経営が可能。

3 社会福祉法人

(1) 沿革：公益法人に対する特別法人としての社会福祉法人制度

- ・社会福祉事業に対する社会的信用及び事業の健全性を維持する上で、公益法人に代わる新たな法人制度を確立する必要性
- ・強い公的規制の下、助成を受けられる特別な法人として創設
＝ 憲法第89条の「公の支配」に属しない民間社会福祉事業に対する公金支出禁止規定を回避（参考資料6頁）

(2) 社会福祉法人が行う事業

- ・社会福祉事業のほか、公益事業及び収益事業を行うことができる。
(参考資料19頁)

公益事業

- ・社会福祉と関係のある公益を目的とする事業
- ・社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものでなければならない。
- ・その収益は社会福祉事業又は公益事業に充てなければならない。

(例) 介護老人保健施設（無料低額老人保健施設利用事業を除く。）の経営
有料老人ホームの経営

収益事業

- ・その収益を社会福祉事業又は一定の公益事業に充てることを目的とする事業
- ・社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものでなければならない。
- ・事業の種類に特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でない。

(例) 貸ビルの経営、駐車場の経営
公共的な施設内の売店の経営

(3) 設立要件等

・ 社会福祉法人が、安定的かつ適正な運営ができるように、設立に際し、役員及び資産等について一定の要件を課している。

1 役員等に関する主な要件（「社会福祉法人審査基準」等による。参考資料2 1頁・2 2頁）

- 理事
 - ① 定数は6名以上。（法律では3名以上）
 - ② 各理事と親族等特殊の関係のある者が、一定数を超えないこと。
 - ③ 社会福祉事業についての学識経験者又は地域の福祉関係者が含まれていること。

- 監事
 - ① 定数は2名以上であること。（法律では1名以上）
 - ② 監事のうち1名は財務諸表を監査しうる者、1名は社会福祉事業についての学識経験者又は地域の福祉関係者であること。
 - ③ 他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと。

- 評議員会
 - ① 措置委託事業又は保育所経営のみを行う法人を除き、必置が原則。
(法律では設置は任意)
 - ② 評議員の定数は理事数の2倍を超えること。
 - ③ 法人の施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えないこと。
 - ④ 地域の代表を加えること。
 - ⑤ 利用者の家族の代表を加えることが望ましいこと。

2 資産等に関する主な要件（参考資料2頁、19頁・20頁）

○ 施設を経営する法人

事業を行うために直接必要な物件について、

- ・ 所有権を有していること、又は
 - ・ 国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。
- ※ 都市部等土地取得が極めて困難な地域においては、民間から敷地部分についてのみ貸与を受けていること。
- ※ すべての不動産について貸与又は使用許可を受ける場合には、1,000万円以上の基本財産を有していること。

○ 施設を経営しない法人

原則として1億円以上（委託費等で安定的な収入が見込める場合は、所轄庁が認める額）の基本財産を有していること。

3 所轄庁

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長

（ただし、その行う事業が2以上の都道府県の区域にわたった上で、かつ1つの地方厚生局の所管内の場合は各地方厚生局長、2以上の地方厚生局にまたがる場合は厚生労働大臣）

(4) 規制・監督と支援・助成

- ・ 社会福祉法人については、規制・監督と支援・助成を一体的に行い、安定的な事業の実施を確保するための仕組みが制度化されている。

規制・監督

- ・ 社会福祉法人の設立に際し、必要な資産の保有や法人の組織運営等に関して一定の要件を課している。(参考資料3頁)
- ・ 適正な施設運営を確保するため、運営費の支出対象経費、繰入れ等に関する規制を行っている。(参考資料5頁)
- ・ 事業収入は原則として社会福祉事業にのみ充当され、配当や収益事業に支弁できない。
- ・ 法人の適正な運営を担保するため、役員解職請求や法人の解散命令等の強力な公的関与の手段が法律上与えられている。
- ・ 事業を実施するために供された財産はその法人の所有となり、財産分与(持分)は認められない。また、事業を廃止した場合の残余財産は、他の社会福祉法人又は最終的には国庫に帰属する。

支援・助成

- ・ 施設入所者(利用者)の福祉の向上を図るため、社会福祉法人による施設整備に対し、一定額を補助する。
(国:1/2 地方公共団体:1/4)
- ・ 社会福祉事業の公益性にかんがみ、また、その健全な発達を図るため、法人税、固定資産税、寄付等について税制上の優遇措置が講じられている。(参考資料4頁)
(例) 法人税
 - ・ 社会福祉法人 収益事業以外からの所得は非課税
 - ・ 株式会社 所得の30%
- ・ 社会福祉事業の振興に寄与することを目的として、社会福祉法人の経営する社会福祉施設の職員等を対象とした退職手当共済制度を設けている。
 - ・ 給付水準: 国家公務員に準拠
 - ・ 国及び都道府県による補助(各1/3)

(5) 社会福祉法人・社会福祉事業の経営主体に関する現状

○ 社会福祉法人の数

(各年度末現在 単位:法人)

	平成 2年度	7年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	14年度の対前年度増減	
								増減数	増減率(%)
総 数	13,356	15,090	16,289	16,596	17,002	17,560	18,150	590	3.4
社会福祉協議会	3,074	3,376	3,404	3,404	3,403	3,401	3,381	△ 20	△ 0.6
共同募金会	47	47	47	47	47	47	47	0	0.0
社会福祉事業団	105	138	151	152	152	149	151	2	1.3
施設経営法人	10,071	11,455	12,605	12,908	13,303	13,864	14,449	585	4.2
そ の 他	59	74	82	85	97	99	122	23	23.2

出典:「平成14年度社会福祉行政業務報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

○ 主な社会福祉施設を運営する経営主体の数

(平成14年10月1日現在 単位:施設)

	総 数	私 営						公 営
		総数	社会福祉 法 人	社団・財団 及び日赤	医療法人	その他の 法人※	その他	
保護施設	292	241	240	1	0	0	0	51
老人福祉施設	17,785	14,650	12,648	388	1,305	275	34	3,135
身体障害者更生援護施設	2,022	1,793	1,716	67	3	2	5	229
児童福祉施設	33,266	13,081	11,467	606	61	678	269	20,185
知的障害者援護施設	3,650	3,442	3,411	16	0	1	14	208
精神障害者社会復帰施設	1,082	1,054	507	60	432	35	20	28
計	58,097	34,261	29,989	1,138	1,801	991	342	23,836

※「その他の法人」:学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人(NPO)、株式会社等

出典:「平成14年社会福祉施設等調査報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

「平成14年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

○ 特別養護老人ホームを経営する経営主体の数〔別掲〕

(平成14年10月1日現在 単位:箇所)

特 養 総 数	私 営				公 営
	総数	社会福祉 法 人	社会福祉 協 議 会	日 本 赤十字社	
4,870	4,563	4,519	36	8	307

出典:「平成14年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

○ 保育所(へき地保育所を含む。)を経営する経営主体の数〔別掲〕

(平成14年10月1日現在 単位:箇所)

保育所 総 数	総数	私 営					公 営
		社会福祉 法 人	社団・財団 及び日赤	医療法人	その他の 法人※	その他	
22,288	9,874	8,972	269	0	364	269	12,414

※「その他の法人」:学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人(NPO)、株式会社等

出典:「平成14年社会福祉施設等調査報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

○ 介護保険に係る主な在宅介護サービス事業者の経営主体数

(平成15年4月現在 単位:箇所)

	総 数	私 営				公 営
		総数	社会福祉 法 人	医療法人	営利法人	
訪問介護	15,213	14,957	5,214	1,462	8,281	256
通所介護	10,684	9,846	7,112	856	1,878	838
短期入所生活介護	5,212	4,780	4,712	39	29	432
計	31,109	29,583	17,038	2,357	10,188	1,526

出典:WAM-NET

4 社会福祉法人に関する主な閣議決定

社会福祉事業へ多様な主体が参入し、利用契約化が進展する中で、

- ・ 事業主体間での対等な競争条件の確保（イコルフットイング）
- ・ 社会福祉法人の効率的な運営のための規制緩和
- ・ 利用者の視点に立ったサービスの確保

の観点から様々な閣議決定がなされているところである。

<閣議決定>

(1) 事業主体間のイコルフットイングの実現

(社会福祉施設職員等退職手当共済)

- ・ 平成17年を目途に行われる介護保険制度の見直しに合わせ、介護保険における民間とのイコルフットイングの観点から、助成の在り方を見直す。

【「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）】

(2) 社会福祉事業の経営に関する規制の緩和

- ・ 運営費の剰余金の使途については、依然として制約が大きいため、関係通知（平成5年）を、例えば、以下の点について早急に検討すべきである。
 - (a) 本部会計への繰入れの対象範囲、人件費・修繕費・備品等購入引当金等の上限
 - (b) 社会福祉事業と公益事業との資金移動や、同一の法人が経営する複数の施設・事業間での運営費の繰入れ
 - (c) 社会福祉法人が本来の施設に加え、公的補助の対象とならない追加的な施設を整備する場合、それを担保に借入れを行うこと【平成15年度中に結論】【「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）】

(3) 利用者の視点に立った改革

- ・ 社会福祉法人については株式会社並みの公認会計士等による会計監査等の一層の普及を図るなど、情報公開のための基準の強化を図る。さらに、「規制改革推進3か年計画（改定）」においては、「社会福祉法人の公益性にかんがみ、収支決算書、事業報告書、監事の意見書等は、インターネット上での公開を促進する」こととされているが、引き続き、より多くの社会福祉法人が会計情報等の公開を進めるよう、取組を促進する。【「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）】
- ・ 利用者本位の介護・保育サービスを実現するため、量的な拡大と質的な向上を目指し、公設民営方式の推進など、民間活力をいかした効率的なサービス提供が保証されるよう、多様な民間組織への支援の促進、制度の充実のために新設、補強すべきシステム（情報公開・監視・第三者評価システム、資格制度など）の確立、利用者の選択を容易にするための制度の設計などの視点に立って、社会のニーズに沿った積極的な改革を推進する。【同上】

(参考)

- 上記の閣議決定の他、規制改革を推進する立場からの意見として、次のような見解が表明されている。

(補助金・税制)

- ・ 公的福祉の体系は、既に社会福祉事業法の改革によって、措置方式から契約方式へと転換されつつあり、これを慈善・博愛事業という恩恵的なものとしてのみ捉える考え方から、実質的に変化してきている。経営主体の差にかかわらず、事業者間の対等な競争を前提とした公的介護保険が設立された今日、施設整備費に関する公的助成の対象を社会福祉法人のみに限定することの根拠は乏しく、公設民営方式を含む多様な民間企業の活用を図ることが必要である。

【「重点6分野に関する中間とりまとめ」(平成13年7月24日総合規制改革会議)】

- ・ 同一市場における同一条件の下で行われるサービスにあっては、提供されるサービスの内容に着目して、補助金や税制等のイコルフットィングの実現を図るべきである。

【「中間とりまとめ」(平成14年7月23日総合規制改革会議)】

(憲法第89条に関する議論)

- ・ しかし、政府部門のほか、多様な運営主体が同一市場においてサービスを供給している場合でも、公的助成や税制等の点で、その競争条件は大きく異なっているのが現状である。特に、教育・福祉分野においては、憲法第89条後段(「公金その他の公の財産は、(中略)公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」)の解釈により株式会社等に対する公的助成は容認されておらず、競争条件の均一化が阻害されている。(中略)

したがって、教育・福祉分野での公的助成について、株式会社等の民間事業者と国・地方公共団体・学校法人・社会福祉法人とのイコルフットィングを図るため、「憲法第89条」の解釈について、憲法第26条(教育を受ける権利と受けさせる義務)との関連も含め、更なる検討を行うべきである。

【(「規制改革の推進に関する第3次答申」(平成15年12月22日総合規制改革会議)】